

第4日

平成27年2月27日（金）

午前9時30分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位はお手元に配付のとおりであります。

申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含め70分以内となっておりますので御了承願います。

それでは、最初に9番田中保光議員の質問を許可します。9番田中保光議員。

（9番田中保光君登壇）

○9番（田中保光君） おはようございます。ただいま一般質問の許可を得ました9番田中保光でございます。

きょうは若干喉を痛めておりますので、聞き苦しい点があろうと思いますが御了承、お願いを申し上げたいと思います。

まず本日は早朝より御多忙の中に傍聴いただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

そして、まず3月末をもって3名の部長さん、そして退職されます職員の方、これまで合併後の朝倉市の建設に御尽力をされましたことに対し、心から感謝と御慰労を申し上げたいと思います。退職後も朝倉市の発展のため、御指導と御協力をお願いするところであります。

さて、今議会は、私ども議員任期最後の議会でありますし、私にとりましても最後の議会となりました。その最後の議会の一般質問において最初の機会を与えていただきましたことを、心からうれしく思っておりますのでございます。そして、これまで2期8年間、御支援と御指導いただきました市民の皆様に心から感謝をし、厚く御礼を申し上げたいと思います。今後は一市民として朝倉市のますますの発展を願って、市政の推進に協力していきたいと考えているところであります。

しかしながら、朝倉市には今、総合体育施設の建設を初めとする朝農跡地活用、市庁舎整備、新秋月郷土館建設、統合学校、一貫校の学校建設等の大型事業、そして大きな課題として人口減少対策があるわけでありまして。市長を初め、市職員が一体となって市民との協働により課題の解決に取り組み、住んでみたい、住んでみてよかったという朝倉市の建設に邁進していただくことを期待するところであります。

以下、質問席より質問を続行いたしますので、明快なる答弁をお願いいたします。

（9番田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） それでは、通告に従いまして質問していきたいと思ひます。

まず財政運営についてということで、合併後の検証と今後の健全な財政運営についてということで通告をいたしておりました。

朝倉市も早いもので1市2町が合併して10年を迎えました。合併の目的は、行政の合理化による効率的な運営を確立し、厳しい財政の健全化を図るということであったと思ひます。ここで合併後の朝倉市の財政状況を合併時と25年度決算状況と比較し、振り返ってみたいと思ひます。

まず、朝倉市の普通会計による財政規模は、歳入で236億4,800万円から294億9,900万円、歳出には234億6,800万円から289億3,800万円に膨れ上がってきました。歳入では市税等、自前で収入となる自主財源、これは121億1,800万円から111億1,400万円と約10億円減少をいたしておられます。交付税や補助金等の依存財源は131億9,300万円から183億8,500万円と約51億9,000万円と大幅な増額になっておられます。

自主財源の状況を見ますと、市税のうち個人市民税で平成19年度に三位一体による改革による所得税から住民税へ税源移譲が3億9,500万円と税制改正があつたにもかかわらず、現年課税分で1億2,900万円の減収、法人税では景気低迷により減収年度もありましたが、近年の景気の回復に伴い8,600万円の増加であります。市税では通しまして4,300万円の減収となっております。

次に固定資産税では、土地価格の下落や設備投資の低迷、平成24年度からの固定資産税の評価がえにより2億6,200万円の減収及び平成25年度から0.05%の減税により1億1,000万円の減収を含めて、これまでに3億1,300万円と大幅な減収となっております。

軽自動車税は順調な増加となっておりますが、たばこ税は一時減収はしましたものの、平成23年度のたばこ税の改正に伴いまして増額となっております。

その他特別な収入源として、平成19年度には汚泥再生処理施設建設入札談合による賠償金2億5,600万円、平成22年度には甘木・朝倉広域市町村圏事務組合からの返還金6億7,600万円、東部ごみ共同処理場運営協議会清算配分金2,900万円、平成24年度には福岡県市町村災害共済組合解散返還金4億300万円の臨時収入もあつておられます。

次に、依存財源については、まず交付税であります。あるいは臨時財政対策債については、合併による算定がえにより10年間は約14億円程度の増加があつてきたということですが、平成20年度からは交付税にさらに経済対策関連経費が算入されたこと、また平成24年度の災害に対しては3億5,900万円ほどの特別交付税の増額があつたことにより、交付税等においては市の財政運営上、貴重な一般財源として財政運営に大きな貢献をしてきたということと思つておられます。

また、借り入れた市債の元利償還金の70%を交付税で補填をしてもらえる合併特例債が朝倉市には総額で190億円あります。平成25年度決算までの事業に約65億円が充当され、

財政運営に大きな貢献をしてきたところでもあります。

国県支出金については、これらの一般財源を活用して実施された各事業に補助金等として給付され、円滑な事業推進に貢献をしてきました。

次に、歳出でございますけれども、まず人件費の削減と合併協議会の中で示された平成29年度までに474人とする計画も円滑に進められ、大きな成果がありました。

大型事業としては、平成20年度からのまちづくり交付金事業、黒川山田線の改良事業、下水道整備事業、小中学校の耐震及び大規模改修事業の推進、両筑平野2期事業の推進、朝農跡地の県有地買収、24年度の災害復旧事業、あるいは財政調整基金、あるいは地域振興基金、あるいは減債基金等の基金の積み立て、さらには市債の繰上償還等がなされてきました。国の経済対策により、市が実施すべき事業の繰りかえや前倒しが実施されてきたところでもあります。

今申し上げましたとおり、この9年間、実質収支では毎年黒字決算と円滑な財政運営ができたものと思っております。合併による人件費の削減や優遇措置等、県の経済対策や臨時的な収入があった結果であると思っておりますが、執行部としてはこの9年間をどのように振り返られておるのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 過去9年間、議員いろいろ言われまして、確かにその数字のとおりだと、数字はそのとおりだと思っております。

大きく9年間を振り返って特徴的なものをまず申し上げますと、合併前、平成17年の決算で人件費が約50億円ございました、これが大きく下がってるわけございまして、25年度の決算では39億円程度になります。これは職員、それから議員の数、いろんな特別職等、非常勤等を含めての数でございますけど、単純に引きますと11億円減ってます。これが今後毎年ずっと影響してきますので、この効果は非常に大きいものだと思います。これは合併したことによりまして組織がスリム化され、効率化されたことのためものだと思います。

それから税です。税は合併前の17年は、これ70億円程度ありますが、途中19年に議員言われますように税源移譲というのがございましたので、単純に合併前と今と比較はちょっとできませんので、税源移譲されました19年で比較しますと、言われましたように、19年は77億円ございました。それが現在、25年決算でしたら73億円ございまして、約4億円程度減ってる状態でございます。その大きな要因としましては、19年当時は個人市民税、これが約20億円ございました。これがいろいろ変遷ありまして、25年の段階では19億3,000万円、1億円程度弱はちょっと減ってはいる状況でございます。その当時の状況にはまだ戻ってない状況はございます。

それから法人税割のほうは、19年当時は9億3,000万円程度の収入がございまして、25年度は9億6,000万円。ですからこれは途中、平成20年にリーマン・ショック等の影響等

で大きく下がった経過がございますが、それを通り越しまして、大体19年度ベースに戻ってきたと。

そうしますと、この市民税は19年と今はほとんど横ばいの状態ですが、大きく下がった要因というのは、議員も言われましたように固定資産税でございます。固定資産税が19年当時は約40億円あったものが、現在25年度決算では36億3,000万円で4億円弱、これが市税が引き下げた大きな要因というふうに理解しております。

このように歳出で効率化したもの、それから税の今の減、そういうことが大きな特徴だなというふうに理解してるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 私も今さっき申し上げましたように、そういう中身で振り返って見たところでございます。

もう1点は、さっきも言われましたけれども、やっぱり人件費が大きかったんであろうというふうに思っております。特に職員の人件費をさっき申し上げましたけれども、これには市議会議員の議員数も約半数程度に減ってきたというようなこともあるわけございまして、そこあたりの全体的な人件費の減少というのはそのあたりにあろうかなとも思っております。

もう1つは、朝倉市の財政規模も290億円前後と大きく膨らんできたところではありますが、厳しいとは言いながら円滑な財政運営がなされてきました。財政の弾力性を示す経常収支比率を見ても、経常的一般財源等は順調に伸び、反面、さっき言います人件費の削減等により経常経費充当一般財源の伸びは抑制をされてきました。経常収支比率も平成19年度が96.3%から現在では80%後半まで下がってき、改善されてきたということでもあります。このことは市の行財政運営を進めていく中で必要な政策に充当できる一般財源が確保されることとなるわけございまして、今後も経常経費充当一般財源の削減に努め、経常的一般財源を確保する努力は今後も続けていかならないというふうに思っておるところでございます。

しかし、今日まで貴重な財源として確保ができてきました地方交付税等も平成27年度、今年度をもちまして終了をすることとなります。そうしますと、激変緩和のために5年間で9割、7割、5割、3割、2割ですかね、1割か、1割で削減がされていきますが、最近、国におきましては、こういう加算にあったものに対しまして、合併市町に対しまして支所加算というのが1支所2億4,000万円で、朝倉市の場合は2つの支所があるわけございまして4億8,000万円の交付がされるということにもなっておるところでございます。

また反面、リーマン・ショックによります特別加算が今度は逆に削減をされていくということもあるわけございまして、市税においても個人住民税、あるいは固定資産税の伸び悩みも予想され、今後は経常的一般財源の減収が予測をされるところでもあります。政

策的な予算計上が厳しくなり、市民サービスの低下が懸念されるところであります。執行部はこういう歳入の状況を見ながら、どのように対応していこうと考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 今言われますように、経常収支比率の好転、それから、いろんな財政的な数字は言われますように向上してきております。特に朝倉市の場合は交付税に依存はしてる、これは全国そうなのでございますが、一番心配されるのは、この合併加算が毎年減っていくということが一番心配されるわけでございまして、そこは確かに心配しております。25年決算におきましても黒字を確かに出してはおりますが、これはやっぱり合併の優遇措置がなくなります33年を見ますと、どうしても黒字幅を多くしとかないと、その33年の財政運営には耐え切れないという形で今、必要な事業、いろんな事業を見直しながら、すべき事業、そういうものを見直して、事務事業の見直し等を行いながら、精査しながら今行ってる所でございまして、そういうことを今後も継続して行っていく必要が十分あるというふうに歳出側は思っております。

また当然、収入につきましては経済の好転を期待するところはありますものの、人口減が少しでも歯どめを食いとめるような施策を適宜打ちながら、税収増を図っていく必要があるというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 若干言われましたけれども、やはりそこあたりが一番大事であろうというふうに思っております。今後も健全な財政運営の確立というのは大事なことであります。朝倉市においては冒頭も申し上げましたように大型プロジェクトが今、山積をしておるところでございます。まずダブリますけれども、まず新秋月郷土館建設事業が早速始まっていくということがございます。それから朝農跡地活用については、総合体育施設の建設事業、あるいは元朝農校舎の取り壊し、あるいは取り付け道路の整備、雨水排水対策等の朝農跡地活用に伴います関連整備事業、それから市庁舎の整備事業、それから杷木の4小学校の統合学校の建設、秋月小中学校の一貫校整備事業、それからまちづくり事業、それからもう1つありますのは、これは当然に未収入分を回収することが大事でありますけれども、やはり国民健康保険特別会計の累積赤字というものも、これは今後、朝倉市の財政運営に影響を与えるような額面であるわけでありまして。総額6億7,400万円でありまして、こういうものが1つ考えられるわけでございます。

しかもこれらの事業は、今からちょうど合併特例債が終わります、発行最終年度になります平成32年度ぐらいの期間に集中することになってきておるところであります。有利な借金であります合併特例債も、今後の財政計画では今後の投資的事業に充てられるのは、25年度の決算の状況から見ますと、26年度使った分を若干引きますと総額的には100億円程度ではないかな、私はこのように見てるんですけども、これは決算が出てこなわかり

ませんが、100億円程度であろうというふうに思っております。

このように山積する大型事業をどのような形で財源確保しながら進めていこうとされておるのか、当然基金等の問題もあると思えますけれども、基金もそんなに多くの事業のできる基金ではないのではないかなというふうに思っておりますが、そこあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 合併して最初の18年度の決算、それから19年度の決算のときを振り返りますと、当時はやはり収入のほうが足りなくて、財政調整基金を18年は3億円、それから19年は1億円というようなことを繰り入れる形で収支を整えた経緯がございます。その後はいろいろな効果がありまして、積み立てるほうにずっと来ております。現在におきましては、25年末決算によりまして財政調整基金は約44億円、それから地域振興は、広域圏の解散等、基金の部分等もございまして、約18億円程度、今ございまして、それなりの体力は今、つけてきてると思えます。今後大きな事業、まだ庁舎がどうするかという方向は出ておりませんが、確かに庁舎まで入れますと現在190億円の合併特例債では今後の事業は全部賄うことは無理だろうという判断はしております。

ですので、そういうふうに今後大きな事業等をする場合には、今まで蓄えてきましたそういう基金を有効に活用いたしまして、これは全部取り崩しますと後が運営できませんので、将来的なことも残しながら、ある程度のことは取り崩して大型事業には対応していこうというふうに考えを持ってるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今、基金の話もございましたけれども、やっぱり基金も、これは基金は目的基金でございますので、全てが全ての事業に使えるということではないわけでございます。そういうことで、一定限られた範囲内の部分でしかいろいろな事業には使ってはいけないだろうというふうに思っているところでございます。そうした体力をつけてきたという説明ございましたけれども、その辺の体力がどのくらい持てるのかというのが、これからの課題ではないかなというふうにも思っておるところでございます。

そういうことから考えてまいりますと、いわゆる大型事業を推進するためには、どうしても事業費確保をしていかなならない。そうしますと、合併特例債は今申し上げたとおりでございますけれども、そのほかに普通債の発行は、これはもういやが応でもやっていかなならないんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

これは一般の普通債は市債となるわけございまして、そうすると合併特例債元利償還、これ実際は借り入れた70%は交付税でございますが、30%の分と、いわゆる一般分と普通債の償還で公債費が今後膨れ上がってくるのではないかなという気がするわけです。そうなりますと、結果的には経常経費充当一般財源の増加につながってくるわけございまして、財政運営にずっと影響し、圧迫されてくることになりはしないかなという心配も

あるわけであります。

特に私が経験した中では、やはり甘木市当時、昭和50年から55年の間、それから大型事業を連続的にやりました59年から63年の間、いわゆる市債等によります、市債の償還によります償還がふえて、やっぱり経常経費に影響してきたということもございまして、そのときに自主再建はいたしましたけれども、非常に厳しい状況にあったということを今、思い出しておるところでございます。

そういう状況でございますので、経常収支比率に今後どのように影響してくるのか、そこあたりの見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 今後、いろんな事業していく場合には、先ほどから申し上げております合併特例債が有効な活用で、交付税措置で起債の償還の7割が来ますから有効なものでございます。合併特例債だけでは先ほども申し上げましたように財源を捻出できませんので、今後につきましては合併特例債にかわるようなほかの起債の検討もまず必要だろうと思っております。

今、現時点で考えられるのは過疎債という、これも7割の交付税措置がありますし、災害関係の耐震化ですね、耐震化等でする場合でしたら、防災関係の起債で7割の交付税措置があるようなものがありますし、また辺地地域であれば、これは地域は限定されますが8割の交付税措置があると、そういう有利なもの以外にも、交付税措置が全くない起債はなるべく借りない。せめて3割とか、5割とか、そういうものを借りていくということは必要だろうとは思っております。

いろんな公共大型事業をしていく場合には、単純にその年の財源が足りないからお金を借りるということもあります。そういう大型事業、公共事業をする場合は、住民の方の税の公平な世代間負担の公平に負担していただく形で、建物を建てましたら30年、40年かかりますので、それは30年、40年かかって、その間で負担する、そういうためにも起債というのは有利なことございまして、年度間の公平を確保するためにも考えております。

ただ、むやみやたらには借りなくて、そういう形を考えておりますし、現時点では減債基金の残高が約19億円ございます。このあたりも合併後に積み立ててきたものでございます。そして26年度の補正予算、今回3月議会にも出しておりますが、約5億円の繰上償還の中に入れさせてもらっております。こういう形で効率的に借りるときは借りる、また減債基金とかを有効に使いまして、利子が高いものとかは早く返して、少しでもスリムな状態になっていこうというふうに考えは持っております。

また、経常収支での関係でございますが、当然これは起債を借りていけば当然高くなっていきますので、このあたりは繰上償還等を行いながら、なるべく少しでも下げる努力をしていくというふうな努力を続けていこうと思っております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今言われますように、起債等におきましても過疎債、あるいは辺地債、その他いろいろ、有利なものは当然あるわけですがけれども、これもどの事業にでも当てはめられるというわけではございませんで、これは地域も決まっておりますし、言うなら過疎債といえば杷木の統合学校あたりには十分いいのかもわかりませんが、ほかの庁舎等にはされない。ただ、そこで出た財源をどうこちらのほうに回すかという方法はあろうと思いますけれども、やはり取捨選択しながら、その辺は十分にやっぱり財政運営をやっていくということは大事であろうというふうに思っておるところでございます。

財政問題につきましては、最後に市長のお考えをお尋ねしたいと思っておりますけれども、まず合併後の財政状況と、今申し上げました大型事業の推進についての考え方を尋ねてきたところでございます。合併当時においては、優遇措置がある期間は厳しい財政運営は乗り越えられるが、合併10年後においては、再度厳しい運営がまた来るのではないかと、うお話もされてきたことを何か思い出したところでもございます。

合併により人件費の削減は確実に進んできましたけれども、反面、逆に言いますと生産年齢人口、これは大幅に減少してきておるところでもございます。そういうものが次の財政運営にも影響してくるであろうというふうに考えております。あるいはアベノミクスによります景気対策はいろいろやられてますけれども、御承知のようにここまで末端まで今その影響があるのかというと、まだまだ厳しいものがあるであろうというふうに思っております。

そういう状況を踏まえて、市長の最後、財政の運営についての考え方を尋ねたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） まず質問にお答えする前に、田中議員につきましては合併直後から8年間にわたりまして、議員として朝倉市政運営の進展に御尽力いただきましたこと、心から感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。また今後いろいろな面で私どもにアドバイス等いただければ幸いかなというふうに思います。

それでは、今の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。今、総務財政課長が合併後の財政運営のあり方、あるいは今後の見通しについて説明を申し上げました。今後は今言われますように合併に伴う優遇措置というのが28年度から段階的になくなってまいります。そうしますと、当然厳しい財政運営をしていかなきゃならんということは覚悟しております。

そういった中で、取り組まなきゃならんことが現在山積しておるわけでありまして、まず先ほど申し上げました大型事業につきましても取り組まなきゃならん。現在計画しております大型事業につきましては、将来の朝倉市を考えますと、いずれも必要な事業であるというふうに捉えております。ですから、合併特例債が使えるうちに何とかこれを整備をしておきたいということなんです。

あわせて、今、議員の皆さん方も特にここ最近、問題視していただいております人口減少等についての対応についても、今後市として予算等も含めて考えていかなきゃならんだろうと。

そうしますと、非常に一方では大型事業をやりながら、一方ではそういった課題解決のための施策もやっていかなきゃならんといいますと非常に厳しくなります。ですから、そういったことでいわゆる経常経費を今、50億円から39億円という形で申し上げましたけれども、経常経費をいかに、非常に厳しい状況でありますけども、いかに今後、より一層減らしていくか、そのことにつきましては、いわゆる事務事業をもう1度見直して、いわゆる市で外部にやれるものについてはやっていくということも今後取り組まなきゃならんし、現在でもそのことについては市役所内部で検討をさせていただいております。

そういったことをやりながら、何とか今後の財政運営というものを考えていきたい。そして市民の皆さんやら議会の皆様方の意見を聞きながら、総合的に判断しながら、今後朝倉市の財政運営というものが健全な形で推移するように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 確かにこれからいろんな大きな政策が残ってるわけでございまして、やっぱり政策経費をいかに捻出をしていくのかというのが大事なことであろう。そうしますと、やっぱり朝倉市職員一体となって、市長を初め、英知を出していただいて、これらの事業を何とかぜひとも乗り切っていくというところで、ひとつ取り組みを進めていただきたいなというふうに思ってるところでございます。

次に、通告をいたしておりますダム建設について、ダム建設に対する市の取り組みについてということで、まずお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず最初に、小石原川ダム建設に伴います残存者対策についてお尋ねをしたいと思えます。このことについては平成25年、第1回市議会の定例会において、何とかして1戸の残存者を移転させることが必要ではないか。このままいけば朝倉市としても将来にわたり行政的にもマイナス面が出てくるということで、新たな課題を残すことになるわけでありませう。そういう質問をしたところでございます。

1戸の残存者からすれば、江川ダムで当時74戸の方が江川を離れられました。今回の小石原川ダムで三十数戸の水没者が区域外に移転をされました。江川ダム当時から言いますと、江川東部には100戸以上の集落があったところでございますが、現在ではダムのために1戸の集落になっておる。1戸の方が残存されておるといふのは、これはもう事実のことでございます。当然にそれから考えますと、生活共同体は当然に崩壊をしてるわけございまして、社会条件や生活面で精神的にも大きな影響を受けてあるのであろうというふうに思っておるところであります。

また、国道においても約1キロ手前からつけかえがなされ、今まであった交通量も激減

し、ほとんど人通りはなくなってくるのではないかなというふうにも思います。つけかえ後の現道路は市道として市が管理していくことになるわけですが、そこに1戸、残存者があれば、市の管理責任というのもまた出てくるし、市の行政需要の増大につながってくるということにもなるのではないかなというふうに思っております。

平成25年の質問で、小石原川ダムの水没者の移転で、最終的に1戸が残存してるわけがあります。移転させるべきではないかという質問をいたしました。この質問に対しまして、当時市長は、残存地の件については、江川ダム建設時、1つの補償の形で今があるということが1つありますから、今度の小石原川ダムについては、それにはなかなか乗りにくいという事情があります。そこには大きく人の通りが変わってきますし、そうしますと大きな影響が出ることには変わりがございますので、小石原川ダムに関する補償という形ではなく、今、違った形でいろんな模索を県も含めてやっていただいているさなかでありますので、もうちょっと時間がかかるだろうというふうに思っていますと答弁をいただいたところでございます。あれから既に2年が経過をしております。どのような状況で進んでおるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 今、議員から申された残存者対策につきましては、平成25年の3月議会で質問をされておりますが、その時点を含めまして、以前から水資源機構と協議を重ねてきております。協議結果につきましては、ダム事業地、道路用地にも係らない、それから少数残存に当たらないという水資源機構の判断がございます。朝倉市としましては、この問題意識を持っておりますので、市長が前回申しましたように、今違った形で今後とも粘り強く水機構と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） ただいま部長が答弁したということが水機構としての見解です。しかし、先ほど議員から御指摘がありましたように、道路もつけかえがあってくるといようなことで非常に影響が大きいということを考えまして、水機構に補償という形ではなくて別な形、はっきりは申し上げられませんが、別な形でも何らかの補償をという、補償という言い方が適当かどうかは別として、そういう形でやっていきたい。このことについては水機構等にも協力をお願いすると、あるいは県も含めてお願いするという形で今、それぞれと話をしておる最中でありまして。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） このことについては、市長も今、答弁いただきましたけれども、少数残存にも当たらないというところが私は納得いかない部分も実はあるわけです。今さっき申し上げましたように、100戸以上あったところが1戸しか残ってない。しかもすぐダム直下で、建設の直下であるというようなことから言って、本当に少数残存地に当たら

ないのかというのは、私としてはどうも納得のいきがたい問題であるなというふうに思っております。

そういうことを考えていきますと、水機構はどういう理由でそういうことを言ってるのかよくわかりませんが、多分、一遍移転補償したんだという考え方が基本的にあるとするならば、もう少しそこら辺を振り返ってみたらどうかな、執行部もひとつその辺は振り返ってみて、機構と十分に交渉していく必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、まず江川ダムが建設をされたのは、昭和50年の3月に完成をいたしております。その前に昭和44年の12月に個人交渉が妥結をしてるわけですが、個人交渉が昭和44年の12月に妥結をいたしております。

それから小石原川ダム建設は、小石原川、あるいは佐田川流域の予備調査の申し入れ、予備調査をさせてくれないかという申し入れが当時の建設省から甘木市にあったのが昭和56年の7月であります。そうしますと、移転補償妥結後、建設のための予備調査申し入れがあったのは12年後なんです。それから予備調査がずっと進められて、ダム建設が可能であります、ここにダム建設ができます、しても可能ですよという話があったのが昭和62年の8月なんです。そうしますと、江川ダムの交渉からいたしましても18年経過を、そこで初めてここにダムができるんですよということになってきたわけですね。

それから実施計画調査が行われて、この補償交渉が妥結をいたしましたのが平成20年の3月でございます。そうしますと、江川ダムの交渉から小石原川ダムの交渉まで38年たってるわけですね。これで何で江川の問題とかかわりがあるのか、誰が見てもこれはかわりないというふうに誰でも捉えられるだろうというふうに思います。私はこの辺も1つ機構に考え方をやっぱりその辺は整理をしていく必要があるのではないかなというふうに思ってるわけでありまして。

そういうことで、この辺の考え方を、ちょっと市長も言われましたけども、再度執行部、この1戸残っておることに対する考え、再度処理の仕方をお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 今、田中市議が申されましたように、38年を経過をしております。水機構が言ってるのは、やはり1度補償で出したじゃないかというようなことから、そういう少数残存に当たらないということを言ってると思いますが、今御意見をお伺いしました、この件を含めまして、再度また水機構のほうと粘り強く協議をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） それともう1点、申し上げておきたいと思っておりますのは、もう既に御承知だと思いますけれども、国の閣議決定をいたしております公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱というのが昭和37年の6月29日、これは閣議決定をされております。この補償要綱の基準要綱の中に少数残存者補償ということが規定をされてるわけですが、その内容

を申し上げますと、土地等の取得、または土地等の使用に係る土地を事業の用に供することにより、生活共同体から分離される者が生じる場合において、これらの者において、受忍の範囲を超えるような著しい損失が認められるときは、これらの者に対して、その者の請求により個々の実情に応じて適正と認められる額を補償することができるものとする、こう規定されてるわけですね。これは当然残存者補償なんです。

この少数残存者補償というのは、当然にやっぱりダム等を考えたときに、普通のもので少数残存者が残るといのはほとんどないわけですけども、そういう解決のために私は設けられてきたんであろうというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、さっきから申し上げておりますように、小石原川ダムは国交省所管のダムでございます、国交省においても、あるいは水機構においても、この1戸が前補償しちよったから、あるいは少数残存者に当たらない、こういう考え方自体が私は本当に国の政策としていいのかなという気がするわけですね。そこあたりはやっぱり明確にしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

今言いますように、この公共補償基準等もあるわけでございますし、もう1点は、じゃあ水特法、もう1点は、2つあると思いますけれども、もう1点は水特法です。水特法でもあの1戸残ってる方に対して、一番水特法の影響の大きいのは、あの江川東部だと思うわけです。しかし、あそこには公園整備が何か、スポーツ・レクリエーション整備が計画がなされておるようですけども、そのほか何も別にあるわけではございませんで、あの残存者が生活再建のできるような対応策がされておるかといったときに、この対応策も何も今ないわけですね。これは福岡県がつくった整備計画だと言えばそこまでかもわかりませんが、それでないならば、やっぱり今言ったようなこと、それからそういう経過を踏まえてやっぱり真剣に対応していく必要があるのではないかな。

そして、私は本当言うなら個人補償が平成20年に妥結をした。そのときに一緒に本当はこの1戸の問題も朝倉市として取り組んで解決をしちよらんからこういう形で、もう機構は余り言うても工事かかっているわけですから、うてあわないという格好になってくるんじゃないかなというふうに思ってます。ただ、どこかでまだ歯どめがきくような対応策があるのかどうか、わかりませんが、基本協定をされた中で、本体工事のときにはさらに朝倉市と着工前に協議をすとか、そういう確認事項があるのかなのか、そこら辺を含めて考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、田中議員から歴史を踏まえての話がございました。一番の問題は、先ほど、今さっき江川ダムとかじゃなくて、江川ダムの関係もございまして、いわゆるダム事業地、あるいは道路用地にも係らないということなんですよね、これが一番の問題だろうというふうに思ってます。

先ほど20年の小石の業務の時、実はこの地権者、当初水没協に加入されてたんです。だ

からどういう事情があるかわかりませんが、その時点では水没協を離れてあったという事情があります。私はそのなぜ離れたかという、その事情は存じ上げませんが、言われますように、水没協と一緒に、この事業も一緒に取り組んで公団がどう考えたかというのわかりません。ただ、そういう事情があるということです。

ただ、私どもとしてましては、確かに気の毒でもあるし、何とかしなきゃならんという思いがございまして、それは補償になるかどうかは別にしましても、補償という形になるのか、あるいは違う形になるのかは別として、今後も水機構、あるいは県を含めた形の中でしっかり交渉をしまいたいというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今さっきも言いますように、ダムにも係らない、道路にも係らない、何も係らない、これでさっき言いました残存補償の話じゃないかと思えますよ。仮にダムの上流のほうに残存者があって、そこは何も工事がなくても、それは移転させなさいという、させることもできるという規定になってるわけですから、そこあたりだと思えます。だけん言いますように、機構がそういう言い方すること自体がおかしいと思う。

今、現場行ってもらえばわかると思えます。あそこは工事現場に車も多く通ってますよ。工事もすぐ上であってます。土捨て場も前の原石山にあってます。そういう工事現場の中に1軒残ってるような状況なんです。そういういろいろな実態を行政として踏まえていただいて、この問題はひとつ早い時期でぜひ移転をさせていただきたい。

私も小石原川ダムを担当させていただきました。予備調査のときでございましたけれども、やっぱり私の考え方としては、当時はやっぱり全部含めて江川は移転させてしまわなきゃと、行政的にも課題があるなという気持ちで私のときには水没協の中で一緒にやってきていただいた経過もあるわけがございますので、そこあたりも踏まえながら、ひとつよろしく願いをいたします。

周辺整備等の問題もお聞きしようと思ってたんですけども、これはぜひ今からだと思いますので、そういうもの等含めて、朝倉市がダム建設を推進するということよりも、むしろ課題の解決を図ってしまっただけで推進をしていくという立場に変わっていかないといいんじゃないかな、このように思ってますので、このことを踏まえてよろしく願いを申し上げます。

時間も押し迫りましたが、市長の施政方針からということでお尋ねをしていきたいと思えます。

まず1つは、桂川の内水排除対策でございます。以前から市長にはずっとこの件については大変御迷惑をおかけして、関係省庁等にいろいろと要望等もしていただいております。対しましては本当に感謝をいたしておるところでございます。

その後、県のほうにおきましても、かさ上げ工事等を今年度、今年度といたしますか、平成26年度から7年間、約5億円の金額で両岸やっというふうになっております。

このことについても本当によかったなというふうに思っておるわけでございますけれども、これも、これは県がどういう形でできるのかなという中で、解析した中で、県としてこれやったらできますということやっていただいておりますというようなことであろうというふうに思います。そういうことから考えましても、ぜひともこれは早期完成をさせていただきたいなど。

それからもう1点は、今やっております桂川の改修工事。これは今、蓮輪橋から上流を今やっておりますけれども、家の移転交渉も全部、大体終わっております。あとはもう移転の準備に移っておるところでございますけれども、やっぱり早急にあの工事を拡幅、これは暫定ですけれども、暫定工事を早くやっていただく。それから蜷城橋下流からの河道掘削、これも今からだということございまして、この桂川改修工事がいつまでかかるのかという問題もまだあるわけですね。そこあたりの早期完成をぜひお願いをしたいと思っております。

それともう1点、大きなのは、やっぱり基本的には今かさ上げした桂川改修工事が終われば全部この問題終わるんだよということではないわけございまして、蜷城としてはやっぱり桂川の内水を何とかして筑後川のほうに洪水時に放流をしていく、その対策が必要であるわけでありますので、そこをぜひとも今後とも引き続き市長のほうで取り組みをしていただきたいなというふうに思っておりますので、市長のちょっと決意なり、お願いしたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 桂川の内水排除、あるいは桂川改修につきましては、これは昔から蜷城地区、あの桂川の流域の地域については懸案の事項でございまして、なかなかそれが進まない。その間にも24年以前にも何度も桂川の水が溢水してまして、農地等がつかるといような事故がありました。しかし、なかなか国のほうとしては人命、あるいは民家等の被害がないといようなことで、なかなか重い腰を上げてくれなかったわけでありまして、しかし、24年の水害によりまして床上浸水等も出ましたし、約400戸の世帯が孤立するよな事態に至って、自衛隊まで出動していただく事態になって、国、県のほうもこの問題について改めて認識をしていただいたといようなことで、県のほうができることとして、もちろん桂川の改修も今後もやっていただけるでしょうけれども、いわゆる堤防のかさ上げという形で結論を出していただきました。

さっき言われますように、このことについていわゆる内水排除が全て完了したということではないというふうに私も考えております。一番肝心なことは、やはり筑後川に打ち出す水をスムーズに桂川の内水が排除できるようにするのが最終的な決着だろうというふうに考えております。今後も引き続きかさ上げはかさ上げとして、いわゆるこれは主に国交省のほうになるんだろうと思っておりますけれども、内水排除についても、引き続き今後とも要望してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 市長言われましたように、本当に力強いことで、今後ともぜひともお願いをしていただいて、できれば私どももどのような方法がいいのかというのは、私ども、なかなか難しい問題でございまして、やはりまずは調査費でもつけていただくということが第一歩であろうと。

それとやっぱりいつも申し上げますように、この桂川にしろ、筑後川にしろ、あるいは道路もあるわけですがけれども、全部うちは行政境に全部なってるわけですね、大刀洗町もあります、久留米市もあります、本当に行政境でのこういう大きな事業というのは非常に難しい問題がございまして、やはりここあたりは行政あたりで、やっぱりしっかり行政間の連携とりながら対応していただくということが一番大事であろうというふうには思っておるところでございまして、ひとつその辺、よろしく今後もお願いをしておきたいと思えます。

次に、学童保育所の充実についてお尋ねをしたいと思えます。学童保育所についても、私もこの一般質問で実施をいたしてきたところでございます。蜷城は少数な学生で、小学校児童でございますので、この運営というのが非常に厳しいということも十分認識はいたしておりますけれども、やはり地域の人口減少、若い人の減少、いろいろ考えていけば、やっぱり何とかここあたりも対応していかならないんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、できればまずは一定の数になるまでぐらいは直営方式でも何とかできないのかなということで、前回の一般質問でもしておったところでございますし、地域からもぜひつくってくださいという要望も今あつてるところでございます。そういうことで、子育て世代の方が小学校に入ることになったらよそに出て行くということになると、本当に蜷城もさみしいもんでございまして、何とかそこあたりを方法等を検討しながら対応していくべき必要があるというふうに思っておるところでございます。

まず執行部のほうとして、この件についてどのようにお考えになつてるのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 学童保育所につきましては、保護者が労働等によりまして昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室などを利用いたしまして適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に設置するものでございまして、その必要性に応じて計画的に設置してきたというようところがございまして、具体的には平成21年度に10カ所、22年度13カ所、23年度14カ所ということで現在に至っております。

その運営につきましては、指定管理の指定によるもの12カ所、民設民営について2カ所でございますけど、指定管理や受託者により、いずれも適切に運営されていることから、

その自主的な運営に委ねております。

また現在428名の児童が通所しておるといような状況でございます。

こういった中で、議員もおっしゃいましたけど、朝倉市のほうでは安定した学童保育所の運営については10名以上が望ましい状況であるというふうに考えております。希望者が10名を下回る地域におきましても、子供の安心・安全と健全な育成を図る上で、子供たちの居場所が必要であるといようなことについては認識をしてるところではございます。

ただ、こういった蜷城地区の学童の問題につきましても、昨年来から保護者の方と個別に協議を重ねながら子供の居場所づくりを考えてきたところではございます。現在さらに協議を重ねていって、何らかの方策を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） いろいろと協議はしていただいているようでございます。私もちょこちょこ寄ってはおるわけですが、やはり朝倉市内の小学校の中で、杷木はもう統合していくということになりますんであれですが、そうするともう蜷城だけしか残らないというのが実態であります。そうして蜷城もどんどん過疎化が進んでおりますし、若い人も減っておるところでございます。住宅も数十戸ありますけれども、なかなか定着して子供がふえないという状況もあるわけでございますので、そこあたりを何とかいい方法を、やっぱりこれはつくれば運営が成り立たないわけでございますので、何とか運営の成り立つような方法で十分に検討していただいて、朝倉市全体の中で蜷城だけが取り残されないような形で、ひとつ市のほうも御尽力をお願いをしたいなという気持ちで、最後に市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 学童保育、蜷城につきましては地元の皆さんが直接市役所に見えまして御要望もいただいております。しかし今、課長が答弁しましたように、なかなか希望者の人数が、いわゆる自主的に運営していくのに一番最低の10名に達しないということが非常に大きな理由で今日まで学童保育所の開設になっておりません。蜷城地区、調べてみますと、いわゆる3世代で同居あるいは近居というのが非常に多い地区、蜷城地区は多い地区なんです。これは私としては喜ぶべきことなんですけれども、一方ではそういった学童保育にやらんでもうちでという方たちがいらっしゃるということで、なかなか学童保育の希望者が集まらないという事情もあります。

そこで、いろいろと御存じのように福田地区が、福田が今度新しくできます。そこと一緒にはどうでしょうかですとか、いろんな話し合いをして今、進んでおります。

一方で、これは地区のコミュニティとしても要望に由来されましたけど、一緒になって、これは父兄だけではちょっと難しい問題があるので、コミュニティも一緒になって考えていただきたいという思いも行政としてはありますので、そこらあたりも含めて、今後十分

に話し合いを持ちながら、いい方向に行けばというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今、市長言われますように、蜷城は3世代がとうございまして、これはもう本当喜ばしいことでございますけれども、やはり3世代の家庭の中を見ましても、昔の3世代とはなかなか違った内容もあるようでございます。そうしますと、どうしてもやっぱり農家の方でも今はやっぱり小さい子供がおれば、そこに手間がとられるというようなことで、やっぱり預けたいというところもあるし、若い人たちは勤めに行っておると、農業を自分たちでやっておるところもあるわけでありまして。ひとつ蜷城がさっきも言いましたように取り残されないような形で頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

以上、財政問題とダムの問題申し上げてきました。これにつきましても私も現役のときからいろいろこの問題については取り組みをさせていただいた経過もあるわけございまして、議員になってもこの辺の問題を数回取り上げて一般質問させていただきました。今さっき言いますように、これからが朝倉市が自立していく正念場ではなからうかなというふうに実は思っておるところでございます。

そういうものを踏まえて、今後ともに朝倉市がますます発展をしていきますことを心から念じまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時37分休憩